

# 吉岐市

## 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月  
長崎県吉岐市



## 目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	2
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	3
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の策定体制	5
(1) 子ども・子育て会議の設置	5
(2) アンケート調査の実施	5
(3) 国・県との連携	5
第2章 本市の現状	
1. 人口の動向	8
(1) 豊岐市の人口推移	8
(2) 世帯の推移	9
(3) 出生数の推移	9
(4) 合計特殊出生率の推移	10
(5) 婚姻と離婚	10
(6) 女性の就労の状況	11
2. 子育て支援の状況	12
(1) 認可保育所の状況	12
(2) 認可外保育所の状況	13
(3) 幼稚園の状況	14
(4) 事業所内保育所利用者数の推移	15
(5) 放課後児童クラブ利用者の状況	16
3. 将来人口推計	17
第3章 将来像と基本理念	
1. 計画策定にあたっての基本的視点	20
2. 将来像と基本理念	21
第4章 子ども・子育て支援サービス	
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像	24
2. 教育・保育提供区域の設定	25
(1) 教育・保育提供区域の考え方	25
(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項	25
(3) 本市の教育・保育提供区域について	25
(4) 提供区域設定の主な理由	25
3. 保育の必要性の認定について	26
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策	27
(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）	27
(2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）	28
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の方策	29
(1) 利用者支援事業	29
(2) 地域子育て支援拠点事業	29
(3) 一時預かり事業	30

(4) 妊婦健康診査事業	31
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	32
(6) 養育支援訪問事業	32
(7) ファミリー・サポート・センター事業	33
(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	33
(9) 延長保育事業	33
(10) 病児・病後児保育事業	34
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	34
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	35
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	35
6. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	36
(1) 認定こども園の普及及び推進	36
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	36
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	36
7. 関連施策の展開	37
(1) 産後の休業及び育児休業後における	
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	37
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を	
要する支援に関する県が行う施策との連携	37
第5章 次世代育成支援行動計画	
1. 次世代育成支援行動計画の評価	40
(1) 評価の項目	40
(2) 施策の達成状況	41
2. 評価の結果及び今後の施策の展開	42
(1) 子どもの体を養う環境づくり	42
(2) 子どもの心を育む教育づくり	45
(3) 子育て支援ネットが創る社会づくり	50
(4) 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり	55
(5) 声かけ、支え合う地域づくり	57
(6) 安全・安心なやさしいまちづくり	62
第6章 計画の推進体制	
1. 市町村等の責務	66
2. 計画の推進に向けた役割	66
(1) 行政の役割	67
(2) 家庭の役割	67
(3) 地域社会の役割	67
(4) 企業・職場の役割	67
(5) 各種団体の役割	67
3. 計画の推進に向けた連携	68
(1) 市内における関係者の連携と協働	68
(2) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	68

# 第1章

## 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などは子育て世代のライフスタイルを従来とは異なる形に変化させ、身近な地域に相談できる相手がいないといった子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下も懸念されています。

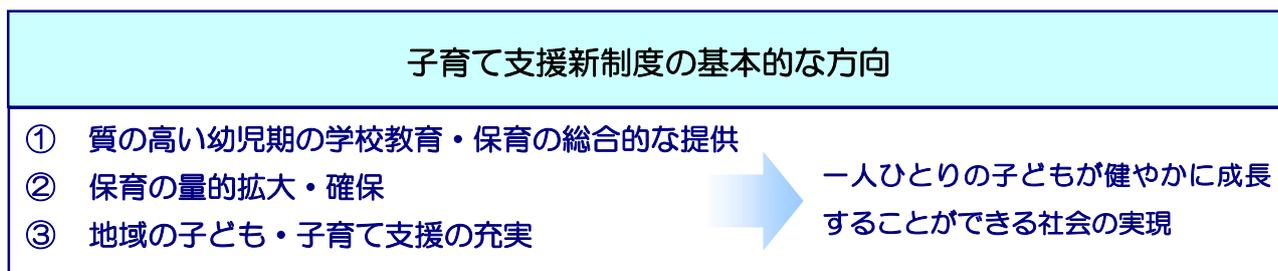
子育て支援をめぐっては、3歳未満の待機児童が依然として解消されない一方、少子化の影響から定員割れの幼稚園・保育所のある地域があるなど、子育て支援を取り巻く環境は地域によって大きく異なり、現行制度での対応が困難な状況にあります。

本市においては、平成17年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成17年度から26年度までを計画期間として、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、本計画を策定します。

## 2. 子ども・子育て支援新制度の概要



### (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に向けて、「認定こども園」制度が改正され、幼児教育と保育を一体的に提供する体制を整え、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢を増やしていくことを目指しています。

具体的には、4種類ある認定こども園（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の設備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとされています。

### (2) 保育の量的拡大・確保

保育の量（提供体制）の確保に向けては、保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（旧保育ママ）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やすことで、待機児童の解消を目指しています。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

### (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日までに延長されたことから、同法 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するものとします。

また、地域福祉計画、障がい福祉計画・障がい者福祉計画、保健事業計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受けもつものとなります。

#### 子ども・子育て支援法（抄）

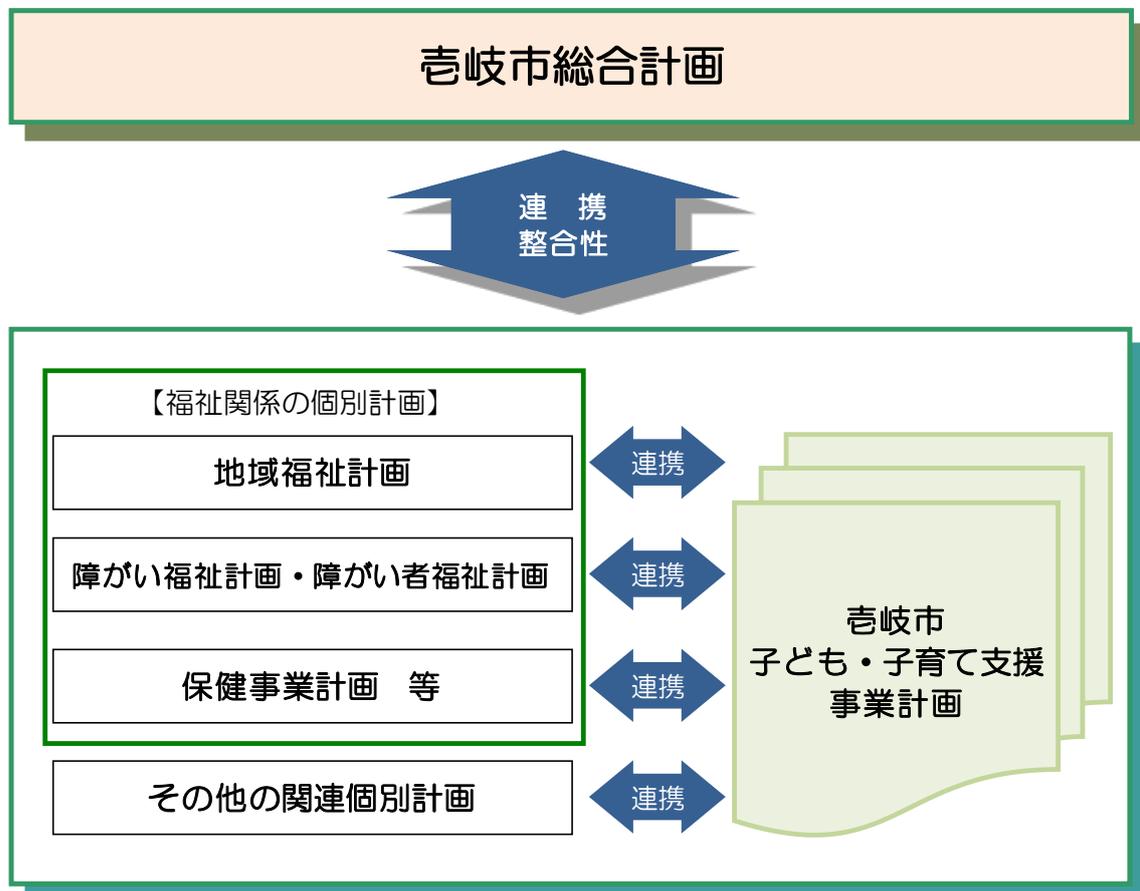
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 次世代育成支援対策推進法（抄）

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略) その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。







## 第2章

### 本市の現状

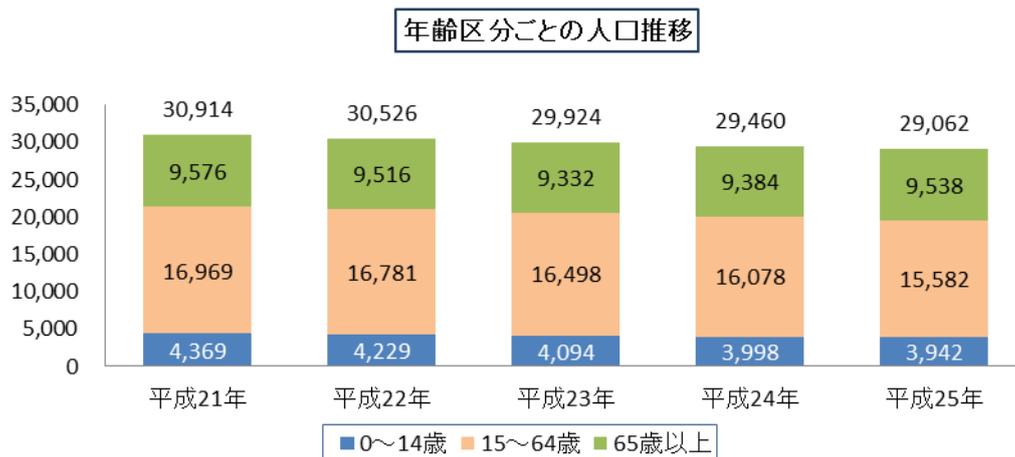
## 第2章 本市の現状

### 1. 人口の動向

#### (1) 吉岐市の人口推移

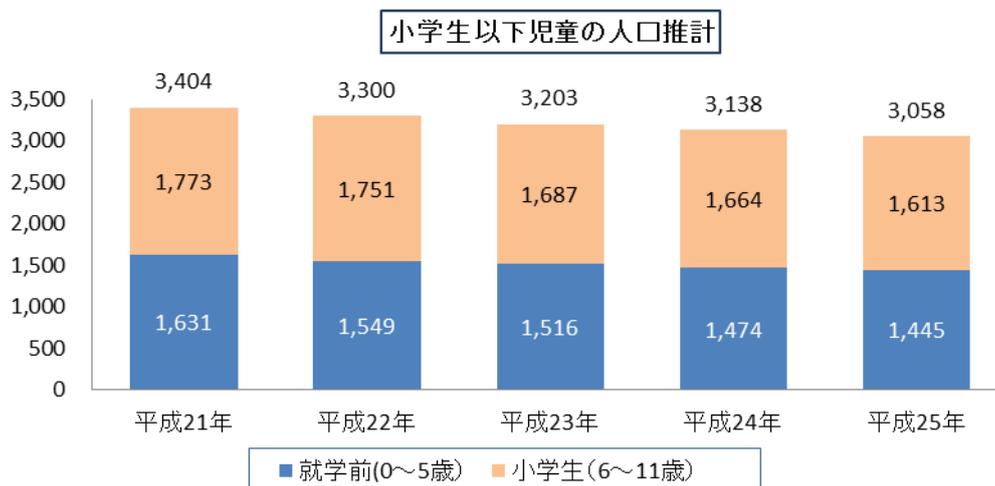
本市の人口は、平成21年の30,914人から平成25年の29,062人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口でも、すべての年齢において減少傾向にあります。



各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、小学生、就学前ともに減少傾向で推移しています。

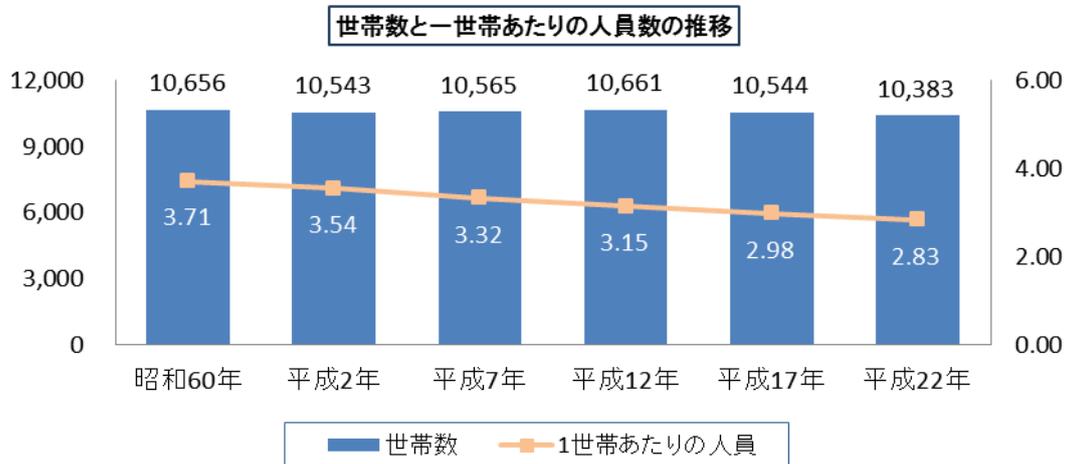


各年4月1日現在

## (2) 世帯の推移

国勢調査による吉岐市の世帯数は、昭和60年の10,656世帯から平成22年の10,383世帯と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

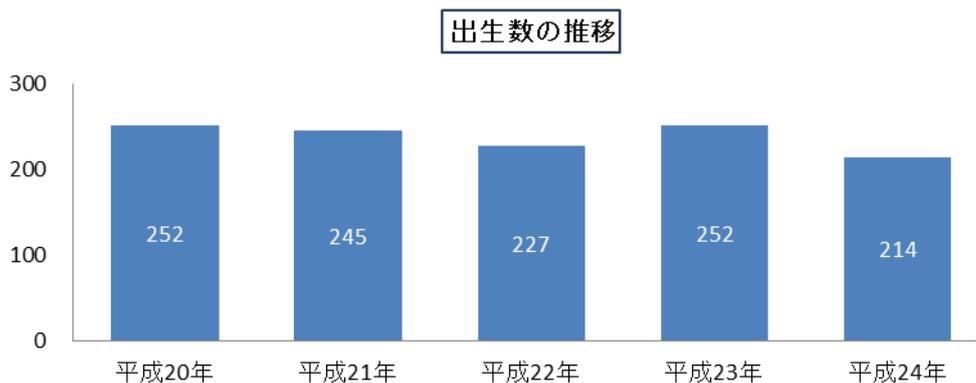
また、1世帯あたりの人員では、昭和60年の3.71人から平成22年の2.83人と年々減少しており、核家族化の進行がみられます。



国勢調査

## (3) 出生数の推移

本市における平成20年から平成24年の出生数では、平成20・23年の252人が最も多く、平成24年の214人がもっとも少なくなっています。

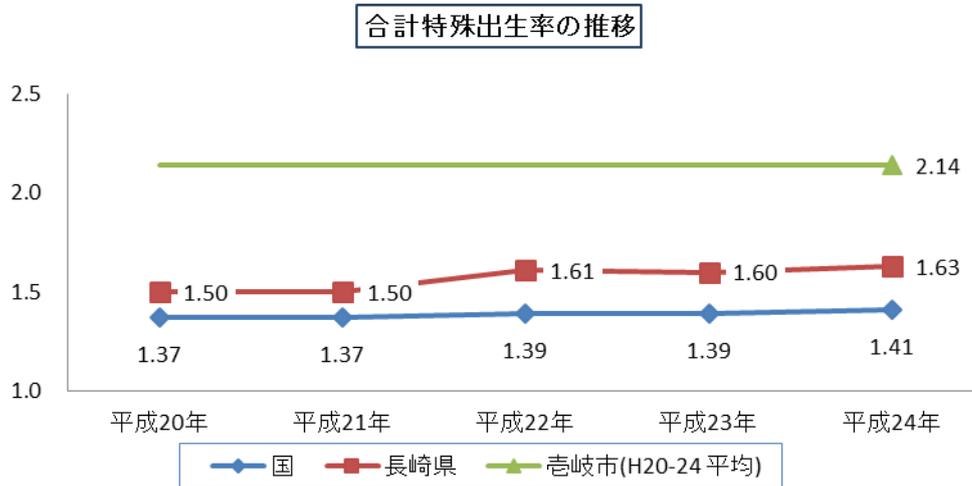


人口動態統計

#### (4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

壱岐市の合計特殊出生率（平成20-平成24年の平均）は、国や長崎県より高い水準で推移しています。

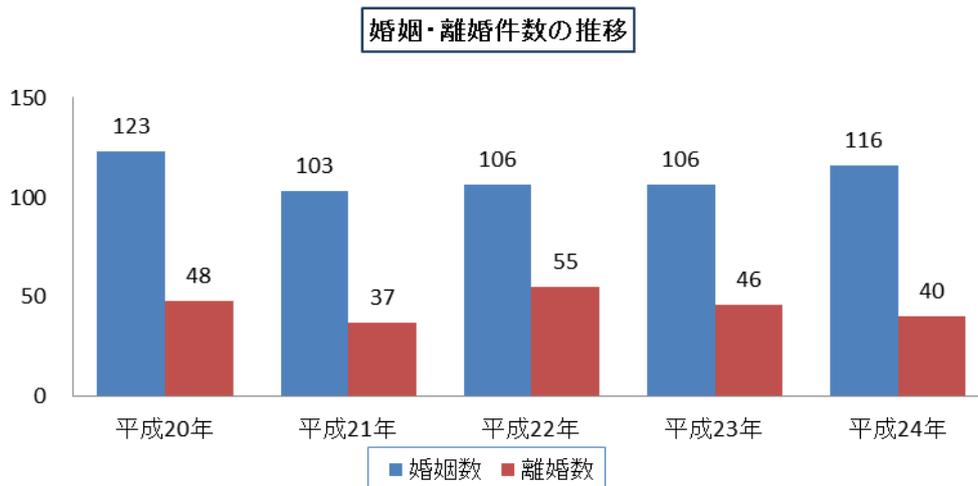


厚生労働省 HP

#### (5) 婚姻と離婚

婚姻については、年度ごとにバラつきがあり、平成20年が123件と最も多く、平成21年が103件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成22年が55件と最も多く、平成21年が37件と最も少なくなっています。

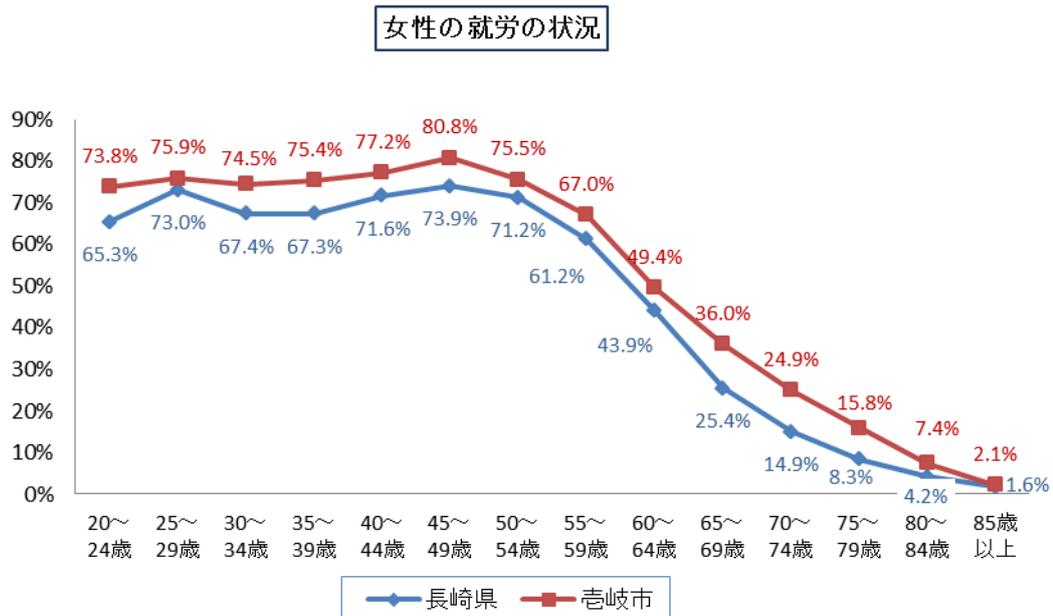


人口動態統計

## (6) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

吉崎市における女性の就労状況を長崎県と比較すると、すべての年代で就労率が高くなっており、長崎県では特に子育てを行っている30-39歳に大きなくぼみ（一時的な就労率の低下）があり、その後35～49歳にかけて就労率が持ち直す、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、吉崎市では大きなくぼみがないことから、子育て世代の女性の就労率が高いことが見てとれます。



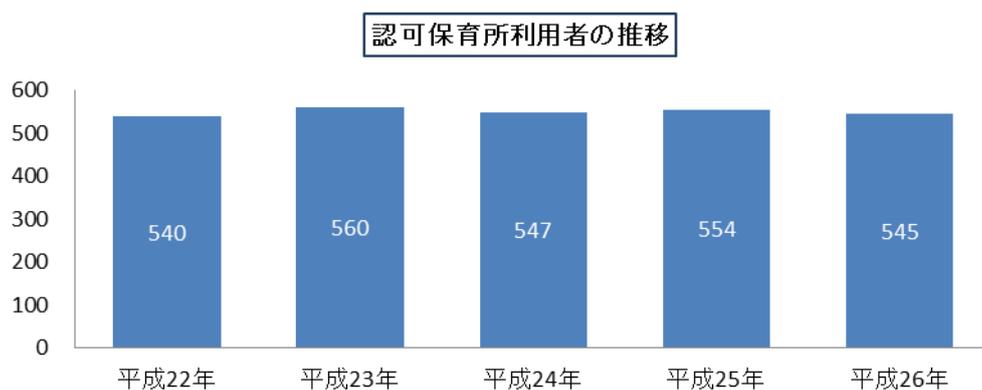
平成 22 年 国勢調査

## 2. 子育て支援の状況

### (1) 認可保育所の状況

認可保育所利用者数の合計は、平成 22 年の 540 人から平成 26 年の 545 人と年度ごとの増減はあるものの、概ね 550 人前後で推移しています。

平成 26 年度の定員に対する利用者数は、武生水保育所、勝本保育所、石田保育所、壱岐保育園では定員を上回っており、芦辺保育所、八幡保育所、筒城保育所では定員を下回っています。



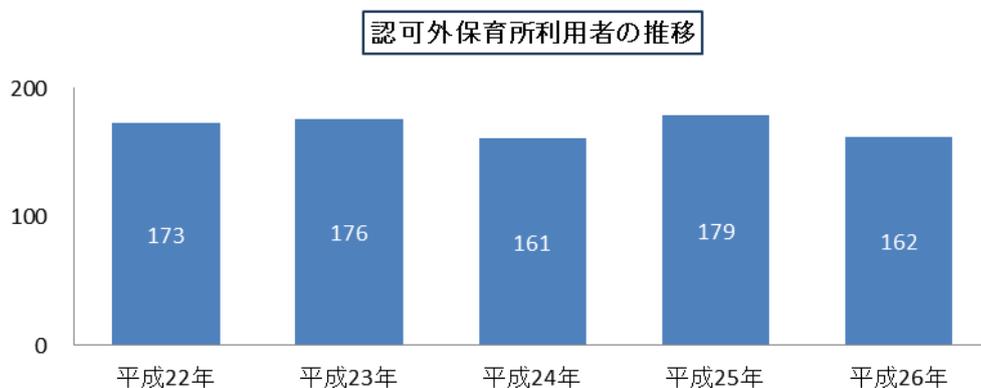
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
壱岐市立武生水保育所	141	157	160	161	155	130
壱岐市立勝本保育所	75	77	77	65	74	70
壱岐市立芦辺保育所	106	106	102	93	85	105
壱岐市立八幡保育所	45	39	38	47	46	60
壱岐市立石田保育所	109	110	90	100	101	100
壱岐市立筒城保育所	24	31	25	26	26	40
壱岐保育園	40	40	55	62	58	50
合 計	540	560	547	554	545	555

各年 5 月 1 日現在

## (2) 認可外保育所の状況

認可外保育所の利用者数は、平成 22 年の 173 人から平成 26 年の 162 人と年度ごとにバラつきがみられます。

平成 26 年度の定員に対する利用者数は、めぐみ保育園は定員どおり、それ以外の保育所では定員を下回っています。

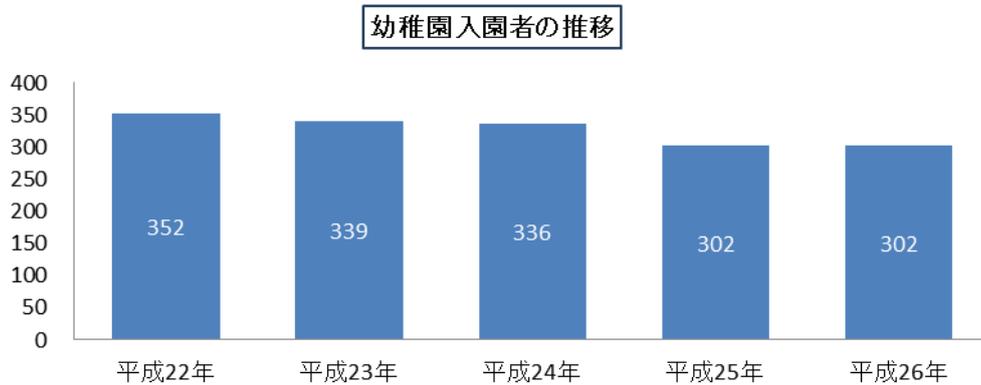


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度定員数
あまごころ保育園	11	12	10	16	13	20
こどもの家	12	7	11	18	11	19
めぐみ保育園	19	19	23	22	19	19
ひまわり保育園	13	9	6	7	8	15
豊岐市立渡良へき地保育所	23	25	21	22	27	40
豊岐市立柳田へき地保育所	26	37	35	36	30	40
豊岐市立沼津へき地保育所	9	4	8	14	14	40
豊岐市立志原へき地保育所	35	44	35	35	32	40
豊岐市立初山へき地保育所	13	11	8	6	5	40
豊岐市立三島へき地保育所	12	8	4	3	3	30
合 計	173	176	161	179	162	303

各年 5 月 1 日現在

### (3) 幼稚園の状況

幼稚園利用者数は、平成 22 年の 352 人から平成 25・26 年の 302 人と年々減少傾向にあり、すべての施設で定員を下回っています。

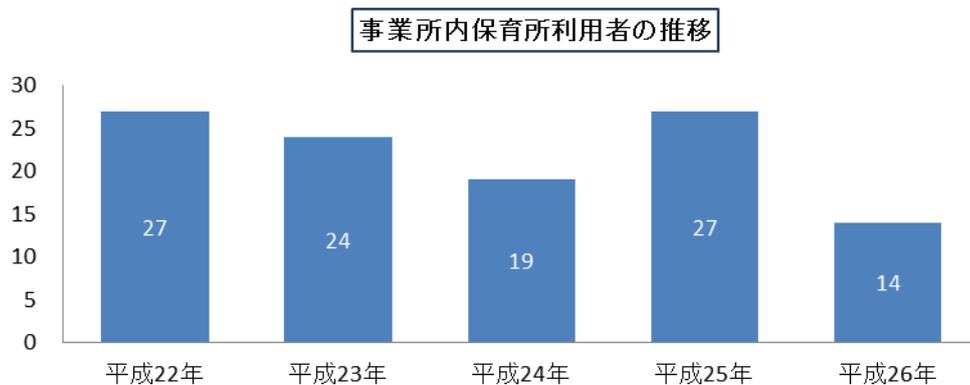


施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
壱岐市立郷ノ浦幼稚園	112	103	102	89	92	190
壱岐市立鯨伏幼稚園	26	25	28	27	18	70
壱岐市立勝本幼稚園	41	40	42	41	32	70
壱岐市立霞翠幼稚園	38	37	36	34	29	70
壱岐市立箱崎幼稚園	15	14	10	4	9	70
壱岐市立瀬戸幼稚園	24	22	21	25	27	70
壱岐市立那賀幼稚園	21	20	19	16	17	70
壱岐市立田河幼稚園	17	17	18	13	18	70
壱岐市立石田幼稚園	58	61	60	53	60	90
合 計	352	339	336	302	302	770

各年 5 月 1 日現在

#### (4) 事業所内保育所利用者数の推移

事業所内保育所利用者数は、平成 22 年の 27 人から平成 26 年の 14 人とバラつきがあります。



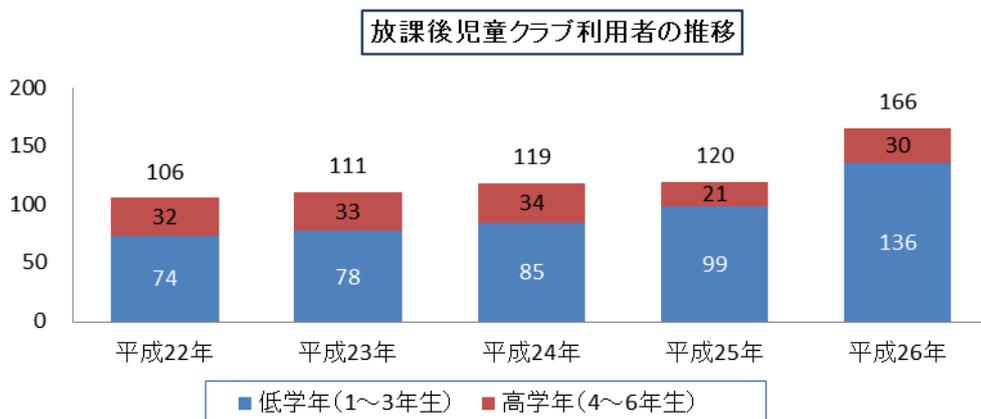
施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
さくらんぼ保育園	13	7	10	17	9	17
三協事業所内保育所	14	17	9	10	5	13
合 計	27	24	19	27	14	30

各年 5 月 1 日現在

## (5) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数は、平成 22 年の 106 人から、平成 26 年の 166 人と年々増加傾向にあります。

なお、高学年（4～6 年生）の推移にあまり変化はみられません、低学年（1～3 年生）では、平成 26 年に大幅に利用者が増えています。



### 低学年(1～3 年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
学童保育エムハウス	11	—	—	—	—	—
学童保育はなまる教室	21	20	11	19	23	30
学童保育なかよし児童クラブ	12	13	27	17	29	40
放課後児童クラブあそぼうね	26	30	30	25	26	40
箱崎GOGOクラブ教室	15	15	17	21	32	40
石田スマイルクラブ	—	—	—	17	26	30
合 計	74	78	85	99	136	180

### 高学年(4～6 年生)

施設名	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	26 年度 定員数
学童保育エムハウス	1	—	—	—	—	—
学童保育はなまる教室	12	12	10	2	5	—
学童保育なかよし児童クラブ	7	10	10	7	5	—
放課後児童クラブあそぼうね	5	9	12	9	11	—
箱崎GOGOクラブ教室	7	2	2	3	8	—
石田スマイルクラブ	—	—	—	0	1	—
合 計	32	33	34	21	30	0

### 3. 将来人口推計

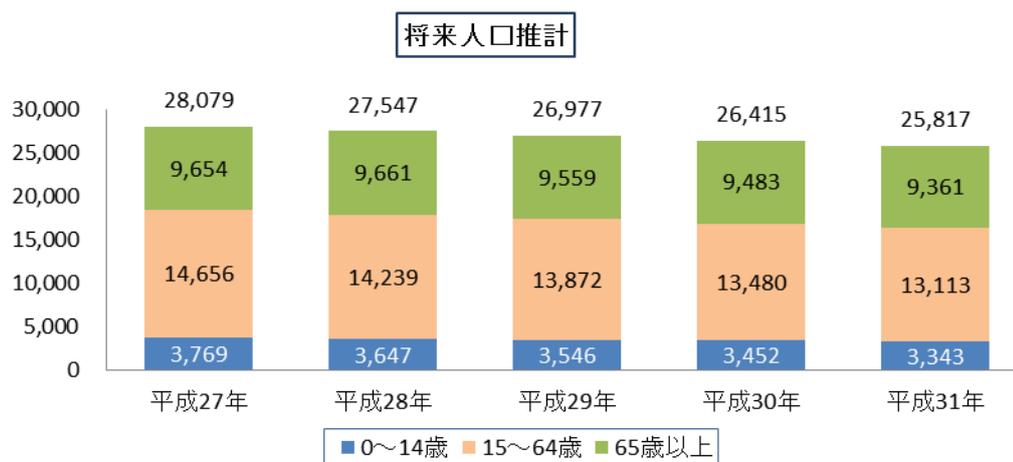
平成 27 年から平成 31 年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、年々減少傾向にあり、計画最終年の平成 31 年には総人口が 25,817 人、年少人口が 3,343 人と見込まれています。

(単位：人)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
年少人口(0～14 歳人口)	3,769	3,647	3,546	3,452	3,343
未就学児(0～5 歳)	1,358	1,330	1,288	1,231	1,183
小学生(6～11 歳)	1,560	1,507	1,480	1,446	1,405
中学生(12～14 歳)	851	810	778	775	755
生産年齢人口 (15～64 歳)	14,656	14,239	13,872	13,480	13,113
老年人口 (65 歳以上)	9,654	9,661	9,559	9,483	9,361
総人口	28,079	27,547	26,977	26,415	25,817

※コーホート法による推計





# 第3章

## 将来像と基本理念

## 第3章 将来像と基本理念

### 1. 計画策定にあたっての基本的視点

本計画は、以下の5つの基本的視点に留意して策定しています。

#### 基本的視点1 すべての子どもと家庭への支援

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮が必要です。

少子高齢化や核家族化など社会環境の変化や、価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るサービス利用者のニーズも多様化・複雑化していることから、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、広くすべての子どもと家庭への支援と、多様化するニーズに柔軟に対応できる総合的な取組が必要です。

#### 基本的視点2 社会全体による支援

子育てについては、保護者が第一義的責任を有するという基本認識の下に、行政はもとより、地域社会や企業を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題として捉え、様々な子育て支援の担い手との協働をもとに対策を進め、地域すべての構成員が子ども・子育て支援の重要性に関しての関心や理解を深め、協働して役割を果たす社会を目指すことが必要です。

#### 基本的視点3 サービス量の確保と質の向上

量の確保については、定員を大きく下回った入園（入所）児童数の教育・保育施設がある一方、入所希望者が年々増加傾向にある保育所もあることから、通園バスの導入などによる教育・保育施設の統廃合などによる、活用や効率的な運営とともに、民間活力の導入を推進する必要があります。

質の向上については、保育教諭の加配等や、教育・保育指針の内容等を十分に理解し、乳幼児期の基礎を培い、小学校以降の育成に繋げるためにも、教育・保育に携わる者すべてのスキルアップを図る必要があります。国・県等で実施される講習会や研修会等に積極的に参加し、伝達講習会などを行い、市内全域の質の向上を図ることが必要です。

#### 基本的視点4 地域における社会資源の効果的な活用

地域においては、子育てサークル、放課後児童クラブ、放課後児童教室、青少年健全育成協議会、公民館（自治会）等の組織、団体、個人が、子育てや健全育成に関する活動を行っています。加えて、先人から受け継がれてきた地域独自の伝統文化等もあることから、利用者が必要とするサービスが提供できるよう、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

#### 基本的視点 5 次代の親づくり

子どもは次代の親になるとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立した家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成への取組を進めることが必要です。

## 2. 将来像と基本理念

吉崎市では、子育ては親が主体であるという前提に立ちながらも、子育てを社会全体で温かく見守り、必要な支援策を実施していくことが必要であり、地域の人々の温かいまなざしと支えの中で、ゆとりをもって子育ての喜びや充実感が感じられるような、「癒しの島 吉岐」の実現を目指します。

次世代育成行動支援計画において、“ゆとりとやさしさで育む、癒しの島 吉岐”を将来像として設定し、将来像に基づいて、子ども、親、家庭、地域がそれぞれの責任を認識し、子育ての意義について理解が深められるよう、3つの基本理念を設定しました。

本計画においても、次世代育成行動支援計画において定めた将来像を継承し、将来像を実現するための3つの基本理念に基づき、各種施策に取り組みます。

### 将来像

## ゆとりとやさしさで育む、 癒しの島 吉岐

### 基本理念1

#### 安心して子育てできる吉岐の島

子どもを持つ親が安心して生み育てられるための環境整備とネットワークづくりなどを進めるとともに、地域社会から仕事と子育ての両立や女性の社会進出に対する理解や協力が得られるための取組を進めます。

### 基本理念2

#### 地域全体で支え、助け合う吉岐の島

地域住民の声かけを中心とした地域の密接なつながりを基本に、地域住民すべてが子ども・子育て支援の重要性に関心や理解を深め、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支えることによって、地域と共に育つ取組を進めます。

### 基本理念3

#### ゆとりをもって、心身ともに健やかに育つ吉岐の島

すべての子どもたちがすこやかに、たくましく育つとともに、次代の“しま”の将来を担う子どもたちが人間性豊かで、柔軟な社会性を備え、自立した親となるための取組を進めます。



## 第4章

### 子ども・子育て支援サービス

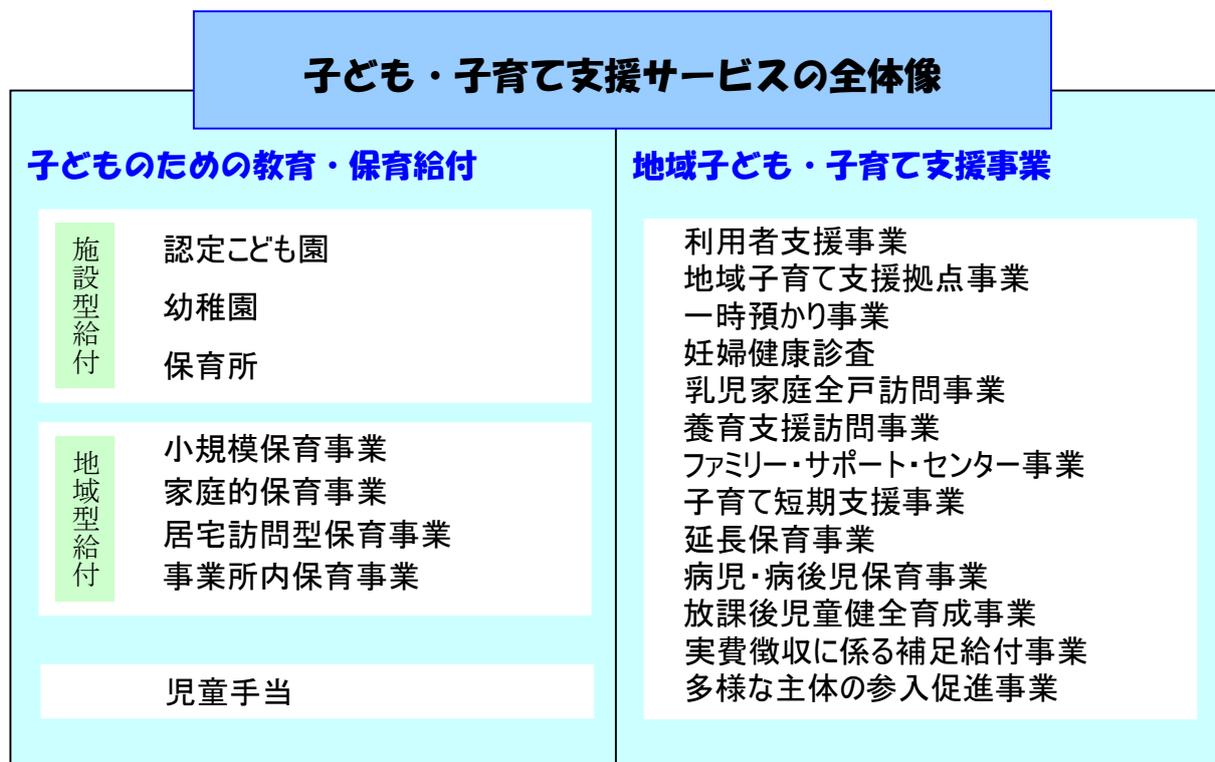
## 第4章 子ども・子育て支援サービス

### 1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

「子どものための教育・保育給付」は施設型給付費と地域型保育給付費が対象となっており、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっています。

これら二つの大きな違いとしては、「子どものための教育・保育給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う点にあります。



## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"><li>●児童数や面積の規模</li><li>●区域ごとに事業量の見込みが可能か</li><li>●区域ごとに確保策を打ち出せるか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●保護者の移動状況を踏まえているか</li><li>●区域内で事業のあっせんが可能か</li><li>●現在の事業の考え方と合っているか</li></ul>

### (3) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### (4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

### 3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

#### 認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○
地域型	小規模保育	▲	▲	○
	家庭的保育	▲	▲	○
	居宅訪問型保育	▲	▲	○
	事業所内保育	▲	▲	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付による利用※

※「特例給付」とは、認定申請後効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により施設を利用した場合や、地域に認定する区分に対応する施設がない場合など市町村が必要と認める場合。

#### 4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

##### (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、現在、吉崎市には該当の施設はありません。

##### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	905	893	865	829	800
2号認定	560	554	542	519	503
3号認定(0歳)	74	71	69	67	65
3号認定(1・2歳)	271	268	254	243	232
B. 確保提供数	962	962	912	904	893
2号認定	617	617	558	550	539
3号認定(0歳)	83	83	87	87	87
3号認定(1・2歳)	262	262	267	267	267
差異(B-A)	57	69	47	75	93

##### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

## (2) 特定教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応した適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが、現在、吉崎市には該当の施設はありません。

### 【量の見込み】

(単位 人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	126	125	122	117	114
B. 確保提供数	860	860	790	555	390
差異(B-A)	734	735	668	438	276

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

保育施設の提供数の確保のため、平成 29 年度より、順次、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を行います。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【設置状況】

平成 26 年度に吉岐こどもセンター内に妊娠・出産・子育てに関して、切れ目のない支援を目指したワンストップ相談窓口を開設しました。

#### 【量の見込み】

(箇所数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要箇所数	1	1	1	1	1
実施箇所数	1	1	2	2	2

#### 【確保の方策】

教育・保育施設等の相談・助言等が行える仕組みを構築し、現在のワンストップ相談窓口と連携した新たな利用者支援事業としての充実を図ります。

また、利用の際の利便性等を考慮し、平成 29 年度より 2 箇所による実施を目指します。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【実施状況】

市内に支援拠点施設を 2 か所開設し、健康保健課等関係機関との連携を図りながら子育て支援事業を行っています。

年間親子での延べ利用者数も 14,000 名を超えており、子育てサークルの支援や地域の育児支援を行っています。

#### 【量の見込み】

(月・延人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
利用回数	1,349	1,307	1,251	1,193	1,135
実施箇所数	2	2	2	2	2

#### 【確保の方策】

支援拠点施設間及び関係機関等との連携強化を図りながら今後も継続して事業の展開を行います。

### (3) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

#### 【実施状況】 (年・延人数)

	平成 26 年度
利用者数	40,354
実施個所(箇所)	9

#### 【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	39,904	39,455	38,612	36,982	35,858
1号認定	1,399	1,383	1,354	1,297	1,257
2号認定	38,505	38,072	37,258	35,685	34,601
B. 利用可能数	178,000	178,000	156,400	89,200	38,800
実施個所数	9	9	8	4	1
差異(B-A)	138,096	138,545	117,788	52,218	2,942

#### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと利用可能数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

今後も継続して事業の展開を行います。

## ②保育所における入所児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

### 【実施状況】 (年・延人数)

	平成 26 年度
利用者数	1,936
実施個所(箇所)	6

### 【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. 利用者数	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900
確保方策					
B. 利用可能数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実施個所(箇所)	6	6	6	6	6
差異(B-A)	0	0	0	0	100

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、ニーズ量と利用可能数が同数で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。今後も継続して事業の展開を行います。

## (4) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【実施状況】 (年・延回数)

	平成 26 年度
健診回数	200

### 【量の見込み】 (年・延回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
健診回数	195	191	187	182	177

### 【確保の方策】

産科医療機関等との連絡会の充実を図り、よりよい支援がタイムリーに行えるような連携体制を整え、今後も継続して事業の展開を行います。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について指導助言を実施します。

### 【実施状況】

母子保健法に基づく妊産婦・新生児訪問指導と、児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業等を併せて実施しており、生後4か月以内を目安にほぼ100%の訪問が実施できています。

未訪問の理由としては、市外への長期里帰りや長期入院、訪問不要の申し出などがあげられ、その場合、電話連絡や予防接種・健診会場で面談し、全数把握に努めています。

妊婦訪問は母子健康手帳交付時や産科医療機関等の連絡から、支援を必要とする妊婦を把握し、訪問を実施しています。若年妊娠や婚姻に至る前の交付も増えており、年々支援を要する妊婦が増えているのが現状です。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	183	179	175	171	166

### 【確保の方策】

未訪問の家庭ほど問題を抱えている場合が多いことから、今後も継続して全対象者の把握に努め、継続して事業の展開を行います。

## (6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や乳幼児に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

### 【実施状況】

妊産婦、新生児、乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）後に養育上必要と認められる場合、養育支援訪問として数回の訪問指導を行っています。再訪問率は3割強で、そのうち7割の方は育児支援、3割の方は「産後うつリスクあり」となっており、母親への支援を行っています。

再訪問率は年々増えてきており、一人に対して複数回訪問するケースも増えていきます。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問数	25	24	24	23	23

### 【確保の方策】

複雑なケースも増えてきており、訪問員のスキルアップを図りながら、継続して事業の展開を行います。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【実施状況】

吉崎市では実施していません。

### 【確保の方策】

平成 26 年度に吉崎市社会福祉協議会に設立に向けた準備を委託しており、平成 27 年度開設に向け準備中です。

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

### 【実施状況】

吉崎市では実施していません。

### 【確保の方策】

本事業は、ニーズ調査による利用希望が若干あるものの、吉崎市では実施していないことから、計画期間における実施の予定はありません。

今後の動向などを勘案しながら、必要に応じて検討します。

## (9) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

### 【実施状況】

吉崎市では実施していません。

### 【量の見込み】

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	575	564	546	522	501
確保方策					
B. 利用可能数	0	0	0	0	600
実施箇所(箇所)	0	0	0	0	1
差異(B-A)	△575	△564	△546	△522	99

### 【確保の方策】

本事業は、香崎市では実施していないものの、ニーズ調査による利用希望があることから、平成 31 年度の実施に向けて検討準備を行い、提供数の確保を目指します。

### (10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

#### 【実施状況】 (年・延人数)

	平成 26 年度
利用者数	350
実施個所(箇所)	1

#### 【量の見込み】 (年・延人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	350	350	350	350	350
確保方策					
B. 利用可能数	350	350	350	350	350
実施個所(箇所)	1	1	1	1	1
差異(B-A)	0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 27～31 年度の計画期間において、利用者数と利用可能数が同数で推移していることから、確保方策での対応が可能です。

今後も継続して事業の展開を行います。

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

#### 【実施状況】 (年・実人数)

	平成 26 年度
登録児童数	125
施設数(箇所)	5

**【量の見込み】**

(年・実人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A. ニーズ量の見込み	210	210	200	200	200
低学年(1～3 年)	200	200	190	190	190
高学年(4～6 年)	10	10	10	10	10
確保方策					
B. 利用可能数	150	180	210	210	210
実施箇所(箇所)	5	6	6	6	6
差異(B-A)	△60	△30	10	10	10

**【確保の方策】**

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、平成 29・30 年度は、確保方策がニーズ量の見込みを上回っているものの、それ以降の年度では、ニーズ量の見込みが上回っています。今後の動向にあわせて新たな設置を検討しながら、量の確保を目指します。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**【実施状況】**

壱岐市では実施していません。

**【確保の方策】**

平成 27 年 4 月から国の動向に合わせ、生活保護世帯の幼稚園・保育所入園(入所)児童の教材費や行事費の一部を助成する事業を検討中です。

**(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

**【実施状況】**

壱岐市では実施していません。

**【確保の方策】**

現在の特定教育・保育施設の状況や今後の児童数の見込みでは、積極的な民間事業者の参入促進の可能性は低いと考えられます。

今後、事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

## 6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子ども的人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

### (1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のような認定こども園制度の改善が行われました。

○幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけします。

○既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。

○認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

吉崎市には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図り、就学へのスムーズな移行を行うための、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

### (3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

## 7. 関連施策の展開

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、国や県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

#### ① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

#### ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して長崎県が策定するひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

#### ③ 障がい児施策の充実等

- 診断名が付く前の子どもも含め、支援が必要な子どもの健全な育成に努め、医療機関や保健所など、関係機関との連携を密にし、早期療育の開始や児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援事業等の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために、教育委員会など関係機関と連携し、必要な支援に努めます。



# 第5章

## 次世代育成支援行動計画

## 第5章 次世代育成支援行動計画

「次世代育成対策推進法」に基づき、平成 21 年度に平成 22 年度から平成 26 年度を計画期間とする「吉崎市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、多岐にわたる子育て支援策の推進に努めてきました。

この「吉崎市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の計画期間が、平成 26 年度で満了したことをうけ、各種施策の実施状況や課題等を整理し、「吉崎市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価を実施いたしました。

また、次代の社会を担う子どもを育成・支援しながら子育て家庭の就業と生活の両立の推進や結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進を新たな目標に掲げ「次世代育成支援推進法」が平成 27 年 4 月から 10 年間の延長になったことをうけ、今後の方向性なども含めた新たな施策に関する整理を行います。

### 1. 次世代育成支援行動計画の評価

#### （1）評価の項目

○ 事業名

次世代育成支援行動計画に記載されている事業名

○ 計画における方向性

次世代育成支援行動計画に記載されている事業の目的や方向性

○ 主な担当

各事業を実施する担当部署

○ 評価

各事業に対して計画期間内における評価を、次の 5 項目に分類し実施

評価	評価を行うための大まかなイメージ
A	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと 100%以上
B	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと 80～100%未満
C	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと 50～80%未満
D	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと 20～50%未満
E	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと 20%未満

○ 具体的な実績と現状

各事業に対して、計画期間内に実施した具体的な実績及び現状

○ 課題や今後の方向性等

各事業に対して、計画期間内の具体的な実績や現状を踏まえた課題及び今後の方向性等

## (2) 施策の達成状況

各施策における達成状況を見ると、全体では、「B 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満」が44.7%と最も多く、次いで「C 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満」25.0%、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」18.4%の順となっています。

基本目標別の施策の達成状況では、「A 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上」が最も多い基本目標は「1. 子どもの体を養う環境づくり」で26.7%となっています。

基本目標	A 100%以上	B 80～100%未満	C 60～80%未満	D 20～60%未満	E 20%未満
全体	28 18.4%	68 44.7%	38 25.0%	10 6.6%	8 5.3%
(1) 子どもの体を養う環境づくり	4 26.7%	8 53.3%	3 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
(2) 子どもの心を育む教育づくり	5 13.9%	20 55.6%	10 27.8%	1 2.8%	0 0.0%
(3) 子育て支援ネットが創る社会づくり	6 17.1%	18 51.4%	7 20.0%	3 8.6%	1 2.9%
(4) 仕事と子育ての両立を実現する 組みづくり	4 19.0%	10 47.6%	5 23.8%	0 0.0%	2 9.5%
(5) 声かけ、支え合う地域づくり	8 25.0%	10 31.3%	10 31.3%	3 9.4%	1 3.1%
(6) 安全・安心なやさしいまちづくり	1 7.7%	2 15.4%	3 23.1%	3 23.1%	4 30.8%

※未評価項目は除く

## 2. 評価の結果及び今後の施策の展開

### (1) 子どもの体を養う環境づくり

#### ①子どもや母親の健康の確保

- 妊産婦や乳幼児などへの各種健診事業や新生児訪問、母子保健支援事業の充実強化を推進するとともに、地域に密着した保護者の交流の場となるような事業の展開を図ります。
- 母親自身の健康づくりの視点から、妊娠、出産、育児に関する学習の場としての機能も充実します。
- 障がいや発達に遅れのある子どもの早期発見や必要な療育、指導が受けられるよう関係機関との連携を図ります。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
妊産婦保健事業	妊婦健診、妊婦訪問指導、妊婦届出時指導、妊婦相談などを通して、妊娠中を安心して過ごすことができる環境づくりを一層充実します。 妊産婦については、産科医療機関との連携によりマタニティ教室での産科保健教育や医療情報交換などを推進するとともに、産科医療機関等との連絡会の充実を図り、よりよい支援がタイムリーに行えるような連携体制を整えます。	健康保健課
乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「4～5 ヶ月児」から「3 歳児」までに成長段階ごとの健診を実施し、乳幼児の疾病・障がいの早期発見等に努めます。 また、未受診者に関しては、スタッフ間で情報の共有を行い、関係機関との連携もとりながら支援を行います。	健康保健課
予防接種事業	麻疹等の各種感染症の予防のため、予防接種を行います。 予防接種の実施については、安全に効率よく接種するために、個別接種を推進し接種率の向上に努めます。また、健康管理システムの整備により、予防接種台帳を作成し適正な管理保存に努めます。	健康保健課
歯科保健事業	乳幼児のむし歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ化物塗布を行います。	健康保健課
妊産婦新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握などや対応も図ります。	健康保健課
乳幼児等訪問指導（養育支援訪問事業）	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。	健康保健課
栄養事業（離乳食教室）	乳幼児期の健全な発育が行われるよう、食習慣の確立を図り、バランスのとれた栄養素の確保、また発育とともに咀嚼能力や嗜好性に問題が生じないような適切な進め方、調理法などを普及させ、食育の推進を図ります。	健康保健課 こども家庭課

施策の名称	施策の概要	主な担当
乳幼児発達支援事業 (お遊び教室・こども相談)	発達面等が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供をします。 今後の相談件数の増加も視野に入れ、経年的な技術支援の体制を構築します。	健康保健課 こども家庭課
相談事業(すくすく育児相談・就学前相談)	乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的支援を行います。	健康保健課 こども家庭課

## ②小児医療の充実

- 医療費の負担軽減を図るため、自己負担分(全部又は一部)の助成をします。
- 休日・夜間での小児科専門医の配置を含めた救急医療体制づくりを促進します。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
乳幼児医療費助成事業	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、吉崎市独自に3歳未満の自己負担額(時間内診療分に限る。)無料化を実施しています。 今後も制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。	こども家庭課
救急医療体制確立事業	休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施します。 小児科医師を確保するとともに小児科を診療科目とする保険医療機関の増加を目指します。 また、地域での小児医療連携の確立を目指します。	健康保健課

### ③「食育」の推進

- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を推進します。
- 保護者に対する食生活改善指導等を推進し、小児生活習慣病の予防と適切な食生活の確立を図ります。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
家庭における推進	<p>家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習機会や情報提供を行うため、郷土料理教室や健康料理教室の参加を推進します。</p> <p>また、「食事バランスガイド」の普及や食育講演会の開催など、生活習慣病予防を視野に入れた食育を推進します。</p>	健康保健課
農林・水産等における推進	<p>子どもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を届け、食の大切さ、感謝の気持ちを育むため、家庭や学校給食等への地域農水産物の導入促進や魚食普及を推進します。</p>	農林課 水産課
地区組織における推進	<p>食生活改善推進員（ヘルスマイト）の活動に地域での「各種料理教室」や「生活習慣病予防教室」を実施します。また、各世代を対象に、食生活の大切さについての学習や調理実習を行い、地域の食文化も併せた情報提供を行います。小中学校のゲストティーチャーとして、調理実習などの体験学習の機会を充実します。</p>	健康保健課
保育所・幼稚園における推進	<p>保育所指針・幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちを育みます。</p>	こども家庭課 教育委員会
学校における推進	<p>教育活動に食育を位置づけ推進することで、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。</p>	教育委員会

## (2) 子どもの心を育む教育づくり

### ①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

#### ア. 確かな学力の向上

- 基本的な学習態度を培うとともに、基礎学力の定着を図るため、T・T（ティーム・ティーチング）や少人数による授業等により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進します。
- 児童・生徒の「生きる力」を伸ばす指導者として、教職員の資質の向上を図るために、各種研修を行います。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
少人数学級の拡大	少人数指導、T・T(ティーム・ティーチング)などを積極的に取り入れ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。	教育委員会
タフ事業研究発表会	タフな子どもを育むため、その1つの要素である「学力」に焦点化した研究について、指定校を定め行います。	教育委員会
教職員の資質向上	教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	教育委員会
生涯学習の推進	誰もが気軽に学習できる学習機会を整備して、生涯学習社会の形成に努めます。	教育委員会
外部人材の活用	小中学校の活性化を図るため、外部人材（ゲストティーチャー、スクールボランティア等）の積極的な活用を図ります。 また、市教委で地域人材の登録を行い、学校が申し込む等のシステム構築を行います。	教育委員会

#### イ. 豊かな心の育成

- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。
- 教育相談の内容が多様化、深刻化していることから、各学校でカウンセラー等の専門家と連携した相談体制の充実を図ります。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
地域と学校の連携・強化	小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、様々な体験活動や地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
学校と児童委員・主任児童委員活動の連携	学校と児童委員・主任児童委員による連携を強化して、地域に密着した相談活動の充実を図ります。	教育委員会

施策の名称	施策の概要	主な担当
道徳教育の推進	児童生徒の道徳性を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の時間の充実と道徳的実践力の育成を行います。	教育委員会
心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携	学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図ります。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。	教育委員会
ココロねっこ運動の学校・地域連携	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、学校・地域が連携して推進するとともに、課題を共有できるよう努めます	教育委員会
読書活動の推進	読書活動を推進するため、朝の10分間読書活動の定着化や家庭での親子10分間読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。	教育委員会

### ウ. 健やかな体の育成

○子どもたちにスポーツ活動の機会を提供することにより、子どもの健やかな成長を図ります。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
青少年スポーツの推進	スポーツの普及振興を図るため、スポーツ施設の整備を行います。 また、指導者の有資格化を図ります。	教育委員会

### エ. 信頼される学校づくり

○学校評議員の活用を通して、地域及び家庭と学校との連携・協力を努めます。

○地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色のある学校づくりを推進します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
学校評議員制度の活用	学校経営について外部の視点から助言等を行う学校評議員制度を活用して、地域に開かれた学校づくりを進めます。	教育委員会
心の教室相談員推進事業	スクールカウンセラー配置校を除いた中学校に「心の教室相談員」を配置して、生徒の悩みなどの相談に対応します。	教育委員会
特色のある学校づくりの推進	統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
P T A活動への支援	P T A、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会

施策の名称	施策の概要	主な担当
郷土の歴史文化伝統 継承活動	子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
児童委員・主任児童 委員との連携 (再掲)	児童委員・主任児童委員との連携のもとに、地域に密着した相談活動や情報交換、支援の充実を図ります。	市民福祉課 こども家庭課
家庭児童相談員との 連携	家庭児童についての相談業務を強化するために、家庭児童相談員との連携の充実を図ります。	こども家庭課

## オ. 幼児教育・保育の充実

- 幼稚園・保育所の一元化に向けて、本市においても研究を行っていきます。
- 障がいのある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。
- 幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
幼稚園と保育所の 一元化	吉崎市子ども・子育て会議において、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について議論を行い、一貫した総合施設の設置等、幼稚園と保育所の運営について検討中です。 教育と保育が一体となった認定子ども園の整備を図り、よりよい幼児教育・保育の充実を目指します。	教育委員会 こども家庭課
障がい児対策	集団保育が可能な障がい児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	こども家庭課
幼・保・小の 連携強化	保育や授業を参観し合うとともに、情報交換の場を設定し、連携強化を図ります。 認定こども園化等を推進し、更なる幼・保・小の連携強化を図ります。	教育委員会 こども家庭課
病児保育	現在市内の医療機関に委託し実施しています。 今後も委託先の医療機関と連携し、病児保育の充実を図ります。	こども家庭課

## ②児童の健全育成の推進

○放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進しています。

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を推進するとともに、放課後児童クラブと放課後児童教室の一体型の設置を目指します。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	こども家庭課
学童保育の充実	昼間、保護者のいない小学生児童の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブの設置を支援します。	こども家庭課
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	こども家庭課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。	こども家庭課
学校施設の開放	学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。 体育施設の器具が古くなっているため、事故防止のため更新するように努めるとともに、利用者のマナーアップに努め、利便性の向上を図ります。	教育委員会
社会教育施設、文化施設、社会体育施設などの活用	子どもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を充実し、その活用を促進します。	教育委員会
ココロねっこ運動の推進	子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すための運動で、平成13年から推進しています。 少子化・高齢化・核家族化・地域づきあいの希薄化もあり、推進が難しくなっていますが、ココロねっこ運動の主旨を説明し、今後も理解を求めていきます。	教育委員会
生涯学習推進事業（再掲）	誰でもが気軽に学習できる機会を整備して、生涯学習社会の形成に努めます。	教育委員会
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備	放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関して、一体型の整備を図ります。	こども家庭課 教育委員会
放課後子供教室の整備	市内2か所で実施されている放課後子供教室については、未実施校区の実態調査、把握を行い、計画的な整備を推進します。	教育委員会
放課後子供教室の具体的な運営方法	放課後子供教室の運営方法に関しては、放課後児童クラブとの一体的または連携による実施について、余裕教室の活用状況の定期的な調査や連携型への移行のための支援員やボランティアの配置など具体的な検討を行います。	こども家庭課 教育委員会

### ③思春期保健対策充実

- 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 将来に向けて健康を害することがないように、より良い生活習慣の確立に向けて、正しい知識の普及等に努めます。
- 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響についての啓発と未成年の飲酒・喫煙の防止に努めます。
- 子どもの心や身体の悩みに対処するため、相談体制の充実に努めます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する教育を行います。	健康保健課
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。	教育委員会
児童相談所との連携強化	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	こども家庭課
思春期相談事業の実施	心の問題に悩んでいる青少年や家族に対して、電話や面接による相談に対応します。	健康保健課

### ④次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。
- 中・高校生が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。
- 未婚の男女に出会いの場を提供します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中・高等学校において総合的な学習の時間や特別活動を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。	政策企画課
妊産婦保健事業	母子手帳交付時の指導や妊産婦訪問を充実させ、安心して出産が出来るよう相談体制の強化に努めます。	健康保健課
赤ちゃん広場	出産前の親が直接乳幼児と触れ合ったり、乳幼児期の親との交流の機会をつくり、親育ち支援に努めます。	こども家庭課
中学生体験事業	こどもセンターでの中学生職場体験を拡充させ、乳幼児や障がい児とのふれあう機会の提供に努めます。	こども家庭課
未来のパパ・ママ触れ合い体験事業	市内の高校生を対象に「未来のパパ・ママ」と乳幼児が触れあう体験事業を実施しています。今後も充実した体験事業を実施していきます。	こども家庭課
ふれあい交流事業	民間が企画・立案した交流事業などを支援し、結婚の推進に努めます。	政策企画課

### (3) 子育て支援ネットが創る社会づくり

#### ①子育て支援のネットワークづくり

○保育所や幼稚園等において、保護者同士の仲間づくりの促進や情報交換・相談の場の提供などにより、サービス利用者間のネットワークづくりの支援や気軽に相談できる場づくりを促進します。

○各種子育て支援サービス等が利用者に周知されるよう、情報提供を行います。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	こども家庭課
児童館・児童遊園運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	こども家庭課
相談事業の充実	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	こども家庭課
広報事業	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、ホームページなどの各種媒体を利用して行います。 また、ホームページなどを活用し、タイムリーな情報が発信できるよう調整を図っていきます。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課

#### ②家庭や地域の教育力の向上

○地域における子育て情報の提供に努めます。

○各種健診や相談、指導の充実を図り、養育機能の向上に努めます。

○学校施設の開放や機能の活用に努めます。

○地域における同世代や異世代との交流を図るため、交流機会や学習の場の機会を提供します。

○子育てサークルの育成、支援を行います。

○ノーメディア・デイを推進します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	こども家庭課

施策の名称	施策の概要	主な担当
児童館・児童遊園 運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	こども家庭課
相談事業の充実 （再掲）	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診等と連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課
地域子育て支援拠点 事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	こども家庭課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、ホームページなどの各種媒体を利用して行います。 また、ホームページなどを活用し、タイムリーな情報が発信できるよう調整を図っていきます。	健康保健課 教育委員 こども家庭課
ノーメディア日の 推進	月に1日、ノーメディア日を設定し、学校便り等での周知や各種健診機会などを利用して推進を行います。 また、メディア安全指導員を配置し、メディア教育に取り組みます。	こども家庭課 健康保健課 教育委員会
公民館教室	子育てに関する学習やグループ活動を支援する各種講座や学級を開催します。また、活動を行う場の提供をします。	教育委員会
図書ボランティアの 推進	公民館活動の一環として、子どもたちへの読み聞かせ等、本を通じた親子のふれあい、親同士の交流を支援します。 また、現在定着してきている図書ボランティアの資質向上と、親子や親同士交流できる場（機会）の提供を行います。	教育委員会
学校施設の地域開放	子どもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放を行うとともに、指導者の確保・育成に努めます。	教育委員会
社会体育活動支援 事業	少年スポーツなどの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。 あわせて、指導者の育成に力を注ぎ、将来有望な人材の育成を行います。	教育委員会
児童委員・主任児童 委員活動の推進	児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。	市民福祉課 こども家庭課
ココロねっこ運動の 推進（再掲）	行政・関係団体・業界が一体となり、「長崎県青少年保護育成条例」の厳正な運用をはじめ、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進します。	教育委員会
P T A活動への支援 （再掲）	P T A、子ども会等に関する社会教育団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会
郷土の歴史文化伝統 継承活動（再掲）	子どもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会

### ③ひとり親家庭の自立支援の推進

- 児童扶養手当の支給など必要な経済支援を行います。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、技能・習得等への支援、就業支援の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園の入園など生活実態に応じた支援を行います。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
児童扶養手当の支給	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。	こども家庭課
相談体制の充実や情報提供	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。	こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費助成	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。) また、制度の周知徹底を図ります。	こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	法に基づく福祉資金の貸付を行います。	こども家庭課
母子及び父子自立支援給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業を実施します。	こども家庭課
母子・父子・寡婦福祉団体の支援	母子・父子・寡婦世帯の福祉の増進と自立支援をめざした活動を支援します。	こども家庭課

### ④障がい児施策の充実

- 障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制及び障がいのある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障がいのある子どもに対する教育・保育内容の充実を図ります。
- 在宅サービスを中心とした障がい児に対する福祉サービスの充実を図ります。
- OLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥、多動性障がい）などの発達障がいのある子どもに対し、適切な支援を行います。
- 専門職（言語聴覚士等）の雇用に努めます。
- 小・中学校との連携強化を図ります。
- 壱岐市障がい福祉計画と連動、いきいきサポートブックの活用を推進など、関係機関との情報共有を図るとともに、児の成長と共に一貫した相談窓口の提供や適切な支援体制の充実を図ります。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
各種健康診査の推進	乳児一般健康診査・乳児健康診査・1、6歳児健康診査・3歳児健康診査・乳幼児精密健康診査・新生児聴覚検査を実施します。	健康保健課

施策の名称	施策の概要	主な担当
療育支援体制の整備	知的・身体に障がいを持つ児童等に身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練を実施します。関係職員等の質の向上を図り、より適切な支援を行います。又、療育支援に必要なセラピスト（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士等）の配置に努めます。	こども家庭課
吉岐こどもセンターの機能強化	医療機関との連携強化による療育センター的機能の確立のため、吉岐こどもセンターの機能強化を図ります。また、専門職の確保とスタッフの充実及びスキルアップを図り、今後も機能強化を図ります。	こども家庭課
障がい児の就学体制の整備	障がいのある児童生徒の就学先について就学相談を実施します。また、教育委員会・こども家庭課・健康保健課等の関連機関の連携強化を図ります。	教育委員会
障がい児保育の推進	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	こども家庭課
障がい児支援ネットワークの構築	障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。	市民福祉課 こども家庭課
日中一時支援事業の充実	就学前の障がい児を一時的に預かり、日中活動の場の提供及び充実を図ります。	市民福祉課
LDやADHD等への対応	母子保健事業や各種子育て相談等により、LDやADHD等の発達障がいのある子どもに関する相談や支援を行います。	こども家庭課
相談支援事業	発達障害や診断名等がまだついていない幼児などの相談支援については、関係機関や病院などと連携し、充実を図ります。 早期受診や身体機能訓練、遊びを通じた社会適応性の向上訓練の早期開始を促します。	こども家庭課

## ⑤経済的支援の推進

○子育て家庭の生活支援策の一環として、児童手当等の各種手当の支給や医療費の助成などを行います。

○保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
児童手当の支給	法に基づいた認定及び支給業務の実施を行います。	こども家庭課
乳幼児医療費助成事業（再掲）	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児医療費支給制度については、吉崎市独自に3歳未満の自己負担額（時間内診療分に限る。）無料化を実施しています。 今後も制度拡充などを検討するとともに、県と調整しながら実施します。	こども家庭課
児童扶養手当の支給	法に基づき、手当の支給を行います。	こども家庭課
母子及び父子並びに寡婦家庭等医療費の助成（再掲）	条例に基づき、医療費の一部を助成します。	こども家庭課
特別児扶養手当の支給	制度広報の徹底と法に基づいた認定及び手当支給の実施を行います。	こども家庭課
保育料の軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準からの軽減を行い、独自の保育料を設定します。 また、第3子の保育料軽減措置の拡充を検討します。	こども家庭課
吉崎市奨学金制度	経済的理由で進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します	教育委員会

## (4) 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

### ① 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

○子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。

○幼保連携型認定こども園や幼稚園認定こども園の整備、通園バスの導入などによる教育・保育施設の効率的な運営や効果的な集団生活の中での幼稚園教育の充実と保育の量の確保と質の向上など、利用者が必要とするサービスが提供できるよう主体的で柔軟な取り組みを推進します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
幼児期の学校教育・保育サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実に図ります。	こども家庭課
認定こども園の整備	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	こども家庭課
地域子ども・子育て支援事業の実施	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	こども家庭課
障がい児保育の推進（再掲）	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	こども家庭課

### ② 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

○男女共同参画の取り組みを通じて、職域、地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正のため、国、県、関係団体や地域住民と連携を図りながら、啓発活動等に努めます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
広報事業	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	こども家庭課
男女共同参画事業	老岐市男女共同参画基本計画に基づき、事業の推進に努めます。	政策企画課

### ③仕事と子育ての両立の推進

- 就労形態の変化など多様な保育需要に応じた保育サービスの拡充に努めます。
- 放課後健全育成事業の充実など、地域における子育て支援の拡充に努めます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
幼児期の学校教育・保育サービスの充実（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。	こども家庭課
認定こども園の整備（再掲）	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	こども家庭課
地域子ども・子育て支援事業の実施（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	こども家庭課
託児支援事業のネットワーク化	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
広報事業（再掲）	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	こども家庭課

## (5) 声かけ、支え合う地域づくり

### ①地域における子育て支援サービスの充実

#### ア. 居宅における支援

- 出産後間もない時期のすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報の提供並びに相談・助言を行います。
- 育児の援助を希望する保護者に対して、地域における会員同士の相互援助を行い、在宅における子育ての支援の充実に努めます。
- 子育て支援サービスの総合的な情報提供に努めます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
妊産婦新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）	妊産婦並びに乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて問題ケースの把握や対応を図ります。	健康保健課
乳幼児等訪問指導（養育支援訪問事業）（再掲）	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育を支援するため、専門的相談や育児・家事援助等を行います。	健康保健課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援するファミリー・サポート事業を開設します。 平成26年度に吉崎市社会福祉協議会に設立に向けた準備を委託しており、平成27年度開設予定です。	こども家庭課
託児支援事業のネットワーク化（再掲）	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実に努めます。	こども家庭課
広報事業（再掲）	子育て支援サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、ホームページなどの各種媒体を利用して行います。 また、ホームページなどを活用し、タイムリーな情報が発信できるよう調整を図っていきます。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課

#### イ. 保育所その他の施設における児童養育支援の充実

- 保護者の緊急時や育児負担の軽減のため、子ども・子育て新制度に基づく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に関して、確保の方策に基づき各種サービスの提供を行います。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
幼児期の学校教育・保育サービスの充実（再掲）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実に努めます。	こども家庭課

施策の名称	施策の概要	主な担当
認定こども園の整備 (再掲)	保育の量の確保と質の向上を目指して、幼保連携型認定こども園や幼稚園型認定こども園の整備を推進します。	こども家庭課
地域子ども・子育て 支援事業の実施 (再掲)	子ども・子育て支援事業計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	こども家庭課
障がい児保育の推進 (再掲)	集団保育が可能な障がい児の受け入れを行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	こども家庭課
託児支援事業の ネットワーク化 (再掲)	関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
広報事業 (再掲)	労働者、事業主、地域住民の意識改革のため、様々な機会を通じて、啓発活動に努めます。	こども家庭課

#### ウ. 児童の養育に関する保護者からの相談・情報提供の充実

○専門の職員による相談や必要な情報の提供に努めます。

○吉岐こどもセンターを中核として、気軽に集える場の提供や情報交換、相談体制を整えます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
子育てネットワーク の充実 (再掲)	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するため、福祉事務所を中核としてネットワークを拡充します。	こども家庭課
児童館・児童遊園 運営事業 (再掲)	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	こども家庭課
相談事業の充実 (再掲)	子どもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、利用意向の高い各種健診などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課
広報事業 (再掲)	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、ホームページなどの各種媒体を利用して行います。 また、ホームページなどを活用し、タイムリーな情報が発信できるよう調整を図っていきます。	教育委員会 健康保健課 こども家庭課
ファミリー・サポ ート・センター事業 (再掲)	子育ての支援を受けたい人と行いたい人を組織化して、保育所等への送迎や外出時における一時預かりなどの子育てに関する相互援助活動を支援するファミリー・サポート事業を開設します。 平成26年度に吉岐市社会福祉協議会に設立に向けた準備を委託しており、平成27年度開設予定です。	こども家庭課

## 工. 支援事業に関する情報の提供

○各種制度や行事等の情報をわかりやすく提供できるよう体制を整えていきます。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する情報提供を、ホームページなどの各種媒体を利用して行います。 また、ホームページなどを活用し、タイムリーな情報が発信できるよう調整を図っていきます。	健康保健課 教育委員会 こども家庭課

## ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教室の充実を図ります。

○チャイルドシート等、子どもを交通事故から守る対策を推進します。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
交通安全教室の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育、啓発を行います。	教育委員会
チャイルドシートの普及促進	警察や保育所と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。	総務課

## ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○子どもの犯罪被害を防ぐため、行政、警察、学校など関係機構との連携により、情報交換等の体制づくりを推進します。

○子どもの通報避難場所である「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動の育成・支援に努めます。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
関係機関・団体との情報交換	学校においては、子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を密にします。	教育委員会
パトロール活動の推進	PTA等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。	教育委員会
防犯ボランティアの推進	地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を促進します。	教育委員会
子ども110番の家の設置	不審者等の通報避難場所として、地域の連携を図るための警察と連携して「子ども110番の家」の取り組みを推進します。	教育委員会

#### ④被害にあった子どもの保護の推進

- 心の教室相談員やカウンセラーを活用して、被害にあった児童・生徒や保護者に対する相談や支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会の機能の強化を図り、相談から自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。
- 臨床心理士等専門職員の配置に努めます。

##### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
「心の教室相談員」 推進事業	被害に遭った子どもに対しては「心の教室相談員」を配置して、生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリング体制 の強化	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているため、増員などの体制の強化に努めます。	総務課 教育委員会
要保護児童対策地域 協議会の機能強化 (再掲)	いじめ・虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、いじめ・虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行います。	こども家庭課
児童相談所との連携 強化(再掲)	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	こども家庭課

#### ⑤児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。
- 児童相談所の機能強化を図ります。

##### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
要保護児童対策地域 協議会の機能強化 (再掲)	コーディネーターの専門性強化に向けた研修の実施及び代表者会並びに個別支援会議の充実を図ります。	こども家庭課
児童相談所との連携 強化(再掲)	ワンストップ相談窓口の設置や相談支援事業所等の充実を図り、児童相談所等の関係機関との連携強化を推進し、多種多様な相談に対応し、支援を行います。	こども家庭課

## ⑥子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○子どもに悪影響を与える有害な情報については、家庭、地域、学校と連携して、関係・業界に対して自主的措置を働きかけます。

### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
ココロねっこ運動の推進（再掲）	「ココロねっこ運動」の一環として、行政・関係団体・業界が一体となり、「長崎県青少年保護育成条例」の厳正な運用をはじめ、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組み、次代を担う子どもたちの健全な育成を推進します。	教育委員会
有害情報に係る関係業界に対する働きかけの充実	県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導や働きかけを継続するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。	教育委員会

## (6) 安全・安心なやさしいまちづくり

### ①良質な住宅の確保

○バリアフリー対策、防犯対策等の安全面に配慮した公共住宅の整備を推進します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
公営住宅整備事業の推進	子育て世帯が安心かつ快適に住み続けられるよう、公営住宅の整備を図ります。	建設課
バリアフリー化の推進	バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。	建設課

### ②良質な居住環境の整備

○子育てニーズに対応できる良好な居住環境の整備に努めます。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
やさしいまちづくり環境整備	高齢者、障がい者、妊産婦、子どもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。	建設課 等
公共施設のバリアフリー化	市庁舎や学校などの公共施設については、段差の解消など、建築物の改善を促進します。	政策企画課 教育委員会 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	建設課 こども家庭課 等
児童館・児童遊園運営事業（再掲）	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、施設の整備を図り、場の提供と活動の育成を行います。	こども家庭課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育ての不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	こども家庭課

### ③安全な道路交通環境の整備

○子どもや保護者が安心して通園・通学ができるように、通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

#### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
街路整備事業	子どもや親子連れが安心して移動できるように、子どもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。	建設課 等
交通安全施設の整備	地域の実態や都市景観に配慮しながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。	建設課 等

#### ④安心して外出できる環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化の推進に努めます。
- 公共施設等へのトイレの整備等、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めます。
- 子どもが安心して遊べる施設、遊具等の整備・維持管理を推進します。

##### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物改善等を促進します。	建設課 等
子どもにやさしいトイレ等の整備	授乳施設、段差の解消、スロープ、親子トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	建設課 観光商工課 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備（再掲）	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	建設課 こども家庭課 等
子育て世帯への情報提供	公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	こども家庭課 等

#### ⑤安全・安心のまちづくりの推進等

- 通学路における安全を確保するため、防犯灯の設置やガードレール等の設置のほか、警察、学校、ボランティアなどとの協力のもと、子どもが犯罪に遭わないようなまちづくりを推進します。

##### 【具体的施策】

施策の名称	施策の概要	主な担当
防犯灯・街路灯の設置促進	市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行います。	総務課 建設課 等
防犯活動の推進	市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。	総務課 教育委員会



# 第6章

## 計画の推進体制

## 第6章 計画の推進体制

### 1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

### 2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

## (1) 行政の役割

本市は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

## (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

## (3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

市民一人ひとり、地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

## (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

## (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### 3. 計画の推進に向けた連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

#### (2) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本市の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

